

社会福祉施設等における事故等発生時の報告取扱い

1 報告の範囲等

事故等が発生した場合は、市へ電話で報告した後、所定の書面を提出すること。

ただし、次の事故等の場合は、休庁日であっても速やかに、深夜にあっては翌朝、市へ電話で報告した後、所定の書面を提出すること。

【休庁日であっても第一報（電話連絡）が必要なもの】

○サービスの提供時による利用者の死亡事故

○感染症

- 同一の感染症又はそれらによると疑われる死者、重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- 同一の感染症の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- 特に施設等の長が報告を必要と認めた場合

○食中毒

○利用者の行方不明

- 行方不明の当日中に発見できない場合
- 警察に捜索願を提出した場合

○火災（消防機関に出動を要請した場合）

○その他報道された事案（今後報道される可能性のある事案を含む。）

- 利用者に対する虐待、法令違反など

2 報告体制

高齢者等に関する施設等

- 養護老人ホーム
 - 軽費老人ホーム
 - 有料老人ホーム
 - 老人福祉センター
 - 生活支援ハウス
 - 老人介護支援センター 等
- ※ただし、介護サービス事業所は除く

高齢福祉課

障がい児者に関する施設等

- 障害者支援施設
- 福祉ホーム
- 障害児通所支援事業所
- 地域活動支援センター
- ・障害福祉サービス事業所
- ・相談支援事業所(一般、特定、障害児)

障がい福祉課

子どもに関する施設等（主に就学前）

- 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）
- 特定地域型保育事業（小規模保育事業）
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- 認可外保育施設
- ・延長保育事業
- ・乳児等通園支援事業

子ども未来課

子どもに関する施設等

- 子育て短期支援事業
- ファミリーサポートセンター事業
- 放課後児童クラブ
- ・児童厚生施設

子育て支援課

- 助産施設
- ・母子生活支援施設

子ども家庭相談室

ハ戸市庁 TEL 0178-43-2111

■ 感染症、食中毒の場合は、ハ戸市保健所への連絡を行うこと。

担当課	開庁日	休庁日・深夜
【感染症】保健予防課	0178-38-0716	0178-43-2111
【食中毒】衛生課	0178-38-0720	